

山梨県青少年保護育成条例が

令和2年7月1日施行

改正されました!!

改正のポイント

- ① 児童ポルノ等の自画撮り画像を要求する行為を禁止
- ② また、不当に要求した場合には、30万円以下の罰金



児童ポルノ等とは？

1 18歳未満の者の裸等を描写した

- 写真、画像
- 映像を保存したDVD、USB等
- メールで送らせた画像 などのことです

※児童ポルノ等とは、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する電磁的記録のその他の記録」のことを指します。

条例で禁止される行為

- 18歳未満の者に対して、当該少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること

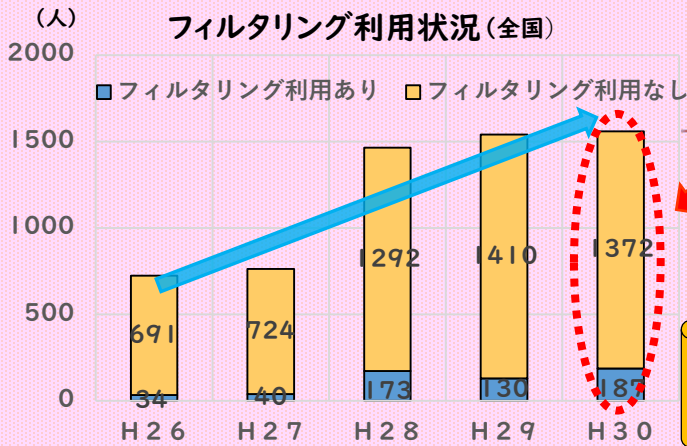
罰金の対象（不当要求）

○次の行為により児童ポルノ等の提供を求めること

- ・18歳未満の者に児童ポルノ等の提供を拒まれたにもかかわらず、提供を求める行為
- ・18歳未満の者を威迫し、欺き、若しくは困惑させる方法により提供を求める行為
- ・18歳未満の者に対象を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、提供を求める行為

SNSによる被害拡大

SNSに起因する被害児童と
フィルタリング利用状況(全国)



青少年が巻き込まれる被害者数が増え続けています！！

「する」か「しない」かで
格差7倍！！

被害に遭う多くの青少年が
フィルタリング利用せず

フィルタリングとは、アダルトサイトや犯罪に関するサイトなど、青少年にふさわしくないWebサイトやアプリの利用を制限する機能です。

青少年保護育成条例の改正のポイント

●携帯電話等の新規契約または機種変更などをする場合、次の対応が**義務化**されます。(令和2年7月1日施行)

- ・携帯電話会社とその契約代理店(以下「携帯電話会社等」)は、青少年または保護者に対し、「有害情報を閲覧する恐れ」「フィルタリングの必要性・内容」などについて、書面をもって説明した上、その**書面を交付**する。
- ・携帯電話会社等が提供するフィルタリングサービスなどを希望しない保護者は、**理由を記載した書面を提出**する。
- ・携帯電話会社等は、上記書面また写しなどを**保存**する。



家庭でもスマホルールを！！

安心
安全

- ① 場所を決めて(使用する場所や置く場所を決める)
- ② 時間を決めて(使用時間・何時まで使うか)
- ③ 迷惑がかかることはしない(個人情報流出・無断アップロード等)
- ④ 画面の向こうは世界(世界中に広がる・残る→「軽い気持ちで」は通用しない)
- ⑤ 誰かを傷つける話に参加しない(自分が嫌な事は相手も嫌)
- ⑥ インストールする前に保護者に相談(被害にあわない第一歩)
- ⑦ 自撮り画像を送らない(流出した画像は二度と消えない)

【山梨県青少年保護育成条例に関するお問い合わせ先】

〒400-8504

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県教育庁生涯学習課 青少年保護育成担当

TEL055-223-1356

一人で悩まないで！
もし、よかったら
電話してね

